

法曹養成制度検討会議の「最終取りまとめ」に、
パブリックコメントを尊重することを求める会長声明

本年 5 月 30 日に開催された法曹養成制度検討会議において、「法曹養成制度検討会議・中間取りまとめに対して寄せられた意見の概要」（以下「意見の概要」という。）及び「最終取りまとめ」に向けての「座長試案」が示され、さらに、同 6 月 6 日に開催された法曹養成検討会議において、「法曹養成検討会議取りまとめ（案）」（以下「取りまとめ（案）」という。）が公表された。

「意見の概要」によると、「中間取りまとめ」に対して寄せられた意見は、合計 3, 119 通であり、そのうち 2, 421 通は「法曹養成課程における経済的支援」に関する意見であった。そして、法務省の説明によれば、この 2, 421 通の意見のうち大多数が「給費制の復活」を求める意見であったとのことである。

ところが、「意見の概要」においては、「司法修習生に対する経済的支援策については、修習資金の給費制（一部給費制を含む。）の実現を求める意見があった一方、貸与制はやむを得ないが、修習専念義務の緩和を求めるものなどが見られた。」と要約されているにすぎない。

本来、国がパブリックコメントを実施した場合には、その意見を分析し、集約し、理由を付して「意見の概要」として要約すべきである。しかるに、意見の大多数が給費制復活であったにもかかわらず、何らの説明もなく、単に給費制復活の意見と貸与制賛成の意見とを並列するにとどめたことは、まさに国民の意見を無視した恣意的な「意見の概要」といわざるをえない。

また、「取りまとめ（案）」の「法曹養成課程における経済的支援」に関する 1、2 項では、分野別実務修習開始時における現居住地から実務修習地への転居費用について移転料を支給するとし、集合修習期間中、司法研修所への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにしている。しかし、司法修習生に対する経済的支援としては極めて不十分であるのみならず、あくまで貸与制を前提として、パブリックコメントに寄せられた給付制復活を求める大多数の意見を全く反映していない内容であり、パブリックコメントの趣旨を明らかに没却している。

さらに、同「取りまとめ（案）」3 項では、司法修習生の兼業許可について、

修習専念義務を前提に、従来の運用を緩和することとし、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認めることとするとしている。しかし、1年という短い期間において充実した修習を遂げるためには、兼業禁止の例外は厳格に解すべきであり、経済的支援策の一つとして教育活動による収入とはいえ兼業禁止を緩和することには反対である。

以上のおり、当会は、法曹養成制度検討会議に対し、パブリックコメントの趣旨に則り、パブリックコメントに寄せられた国民の声を十分に尊重して、「給費制の復活」を含む司法修習生に対する経済的支援についての「最終取りまとめ」を行うことを強く求めるものである。

2013年（平成25年）6月18日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃